

7 給油取扱所で移動タンク貯蔵所から荷卸しをする際、ガソリンを軽油タンクに誤注入した事故

1 発生年月

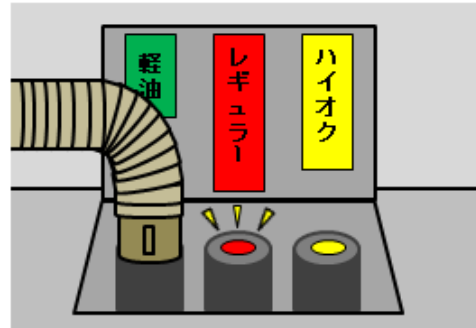
平成21年9月

2 施設区分

給油取扱所

3 物質区分

第4類第1石油類（ガソリン）、第2石油類（軽油）



4 事故概要

給油取扱所において、移動タンク貯蔵所からガソリンを荷卸しする際、誤って軽油タンクにガソリンを注入した。

5 事故原因

移動タンク貯蔵所の運転手が軽油を荷卸しし、続いてガソリンを荷卸しする際、通常の作業方法と異なり、注入口のホースを軽油タンクからガソリンタンクにつなぎ替える前に、目に付いた可燃性蒸気回収ホースを接続したことで、注入口のホースをつなぎ替えたと錯覚してしまった。

また、給油取扱所の従業員は、荷卸し開始時には立会いをしたが、油種が替わる際にその場を離れていたため油種の確認を行わなかった。

6 対策

- ・ 移動タンク貯蔵所の運転手は、荷卸し作業の手順を遵守する。
- ・ 給油取扱所の従業員と移動タンク貯蔵所の運転手の双方で、油種及び注入口等を確認する。

<関連する保安教育資料>

- ・ 「20 受入時の立会い」（平成21年6月発行）
- ・ 「33 コンタミ事故について」（平成22年7月発行）